

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年11月1日

▶ TOPIC コロナ禍の中で、様々な法改正が決定されています！

まだまだ新型コロナウイルスの影響が冷めやらぬ日常ですが…、社会の喧騒はどこ吹く風？とばかりに、様々な法改正が決定されています。

今回は、最近の法改正情報について、すでに始まっているもの、予定されているもの…と、ご紹介いたします。

すでに始まっている主な改正や変更

雇用保険関係

R2年8月～ 失業保険の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法の改正

退職後に失業保険を受けるためには…、

退職日前2年間に11日以上勤務(有給含む)した日が12カ月以上必要ですが

11日以上の出勤がなくても、1か月としてカウントされるため、失業保険の受給資格が得られやすくなります

11日以上勤務(有給含む)、または80H以上勤務(有給含む)した月が12カ月以上必要に変わります



R2年10月～ 失業保険の「給付制限」短縮の改正

自己都合で退職した場合、失業保険を受けるには3カ月の給付制限期間がありますが、

R2年10月以降の退職は、5年間のうち2回までの退職は給付制限期間が2カ月に短縮されます

※5年間のうち3回目以降の退職は、従来通り3カ月です。

※懲戒解雇など、自己の責めに帰すべき重大な理由での退職は、従来通り3カ月です。

自己都合退職の場合の失業保険の支給開始が早くなります

労災保険関係

R2年9月～ 複数就業者(副業している人)への「労災給付額算定方法」の改正

仕事中的けがや病気により、休業した場合などへの給付額が、災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に決定



合算することで休業補償などの給付額が増えることとなりますが…、

すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に決定に変わります

会社に複数就業の積極的な把握義務はなく、あくまでも被災従業員が申し出てきた場合に限られるのではないのでしょうか。

※この他に、すべての勤務先での負荷(労働時間やストレス等)も総合的に評価して労災認定出来るかどうかを判断するようにも変わります。

これから予定されている主な改正や変更

↓↓ 次回以降の発行号にて詳しくご説明する予定です ↓↓

雇用保険関係 ・R4年4月～ 週20H未満の65歳以上、複数就業者(副業者)の雇用保険特例加入開始

厚生年金関係 ・R4年10月～ 企業規模100人超への短時間労働者への社会保険の適用拡大開始

・R6年10月～ 企業規模50人超への短時間労働者への社会保険の適用拡大開始

・R4年 4月～ 65歳までに支給される特別支給の厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲の拡大

その他 ・R3年3月～ 障害者の法定雇用率が引き上げ(2.2%→2.3%)

